

昭和三十五年法律第三十七号

知的障害者福祉法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 実施機関及び更生援護
 - 第一節 実施機関等(第九条―第十五条の三)
 - 第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置(第十五条の四―第二十一条)
- 第三章 費用(第二十二条―第二十七条の二)
- 第四章 雑則(第二十八条―第三十二条)
- 第五章 罰則(第三十三条)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)に入所している知的障害者、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。)又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。)に入所している知的障害者、介護保険法(平成九年法律第二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設(以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。)に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設(以下この項及び次項において「介護保険施設」という。)に入所している知的障害者及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて

は、知的障害者に対する更生援護が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

第四条から第八条まで 削除

第二章 実施機関等

第一節 実施機関等

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)に入所している知的障害者、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下この項において「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下この項において「更生施設」という。)又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設(以下この項において「その他の適当な施設」という。)に入所している知的障害者、介護保険法(平成九年法律第二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設(以下この項及び次項において「介護保険特定施設」という。)に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設(以下この項及び次項において「介護保険施設」という。)に入所している知的障害者及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて

同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム(以下この項において「養護老人ホーム」という。)に入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所等知的障害者」という。)については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム(以下この条において「特定施設」という。)への入所又は入居の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等知的障害者(以下この項において「継続入所等知的障害者」という。))については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に有した特定施設入所等知的障害者については、入所又は入居の前に有した居住地(継続入所等知的障害者については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の二十四第一項若しくは第二項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置(同法第三十一条第五項又は第三十一条の二第三項の規定により同法第二十七条第二号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。)が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により、若しくは老人福祉法第十一条第一号の規定により入所措置が採られて特定施設(介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。)に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居をした場合は、当該知的障害者が

満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であった者(以下この項において「保護者であった者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受ける知的障害者が入所し、又は入居している特定施設を設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

6 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

7 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、十八歳以上の知的障害者につき第五項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

第一条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第一条の二 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(関係職員の協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による更生援護の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員

同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム(以下この項において「養護老人ホーム」という。)に入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所等知的障害者」という。)については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設、介護保険特定施設若しくは介護保険施設又は養護老人ホーム(以下この条において「特定施設」という。)への入所又は入居の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所又は入居をしている特定施設入所等知的障害者(以下この項において「継続入所等知的障害者」という。))については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所又は入居の前に有した特定施設入所等知的障害者については、入所又は入居の前に有した居住地(継続入所等知的障害者については、最初に入所又は入居をした特定施設への入所又は入居の前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の二十四第一項若しくは第二項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置(同法第三十一条第五項又は第三十一条の二第三項の規定により同法第二十七条第二号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。)が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により、若しくは老人福祉法第十一条第一号の規定により入所措置が採られて特定施設(介護保険特定施設及び介護保険施設を除く。)に入所した場合又は介護保険特定施設若しくは介護保険施設に入所若しくは入居をした場合は、当該知的障害者が

満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であった者(以下この項において「保護者であった者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受ける知的障害者が入所し、又は入居している特定施設を設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

6 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

7 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、十八歳以上の知的障害者につき第五項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（市町村の福祉事務所）

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いて、知的障害者福祉司があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たっては、特に専門的知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

（連絡調整等の実施者）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
ニ 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

（知的障害者更生相談所）

第十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。
2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業

務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項並びに第五十一条の十一に規定する業務を行うものとする。
3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。
4 前三項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。
2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。
3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
一 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的知識及び技術を必要とするものを行うこと。
二 知的障害者の福祉に関し、第十一条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。
4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。
一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。
二 第九条第五項第三号に掲げる業務のうち、専門的知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 市の知的障害者福祉司は、第十条第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めよう助言しななければならない。
第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関

する事業に二年以上従事した経験を有するもの
二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
三 医師
四 社会福祉士
五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者
六 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの（民生委員の協力）

第十五条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
（知的障害者相談員）

第十六条の二 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害者の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。
3 前二項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第一項において「障害福祉サービス事業（第二十一条において「障害福祉サービス事業」という。）同法第五

条第十九項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。
（支援体制の整備等）

第十五条の三 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き居室において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置
（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き居室において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置
（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十九条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、知的障害者が引き続き居室において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(障害者支援施設等への入所等の措置)
第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者に
つき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の
措置を採らなければならない。

一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福
祉司又は社会福祉主に指導させること。
二 やむを得ない事由により介護給付費等(療
養介護等に係るものに限る。)の支給を受け
ることが著しく困難であると認めるときは、
当該市町村の設置する障害者支援施設若しく
は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律第五条第六項の主務省令
で定める施設(以下「障害者支援施設等」と
いう。)に入所させてその更生援護を行い、
又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社
会福祉法人の設置する障害者支援施設等若し
くはのぞみの園に入所させてその更生援護を
行うことを委託すること。

三 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者
を自己の下に預かり、その更生に必要な指導
訓練を行うことを希望する者であつて、市町
村長が適当と認めるものをいう。)に委託す
ること。

2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採
るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判
定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障
害者更生相談所の判定を求めなければならない。
(措置の解除に係る説明等)

第十七条 市町村長は、第十五条の四又は前条第
一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、
当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該
措置の解除の理由について説明するとともに、
その意見を聴かなければならない。ただし、当
該措置に係る者又はその保護者から当該措置の
解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で
定める場合においては、この限りでない。
(行政手続法の適用除外)

第十八条 第十五条の四又は第十六条第一項の措
置を解除する処分については、行政手続法(平
成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び
第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
第十九条及び第二十条 削除

第二十一条 障害福祉サービス事業を行う者又は
障害者支援施設等若しくはのぞみの園の設置者
は、第十五条の四又は第十六条第一項第二号の

規定による委託を受けたときは、正当な理由が
ない限り、これを拒んではならない。

第三章 費用

(市町村の支弁)
第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁と
する。

一 第十三条第二項の規定により市町村が設置
する知的障害者福祉司に要する費用
二 第十五条の二の規定により市町村が行う委
託に要する費用
三 第十五条の四の規定により市町村が行う行
政措置に要する費用
四 第十六条の規定により市町村が行う行政措
置に要する費用
(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁
とする。

一 第十二条第一項の規定により都道府県が設
置する知的障害者更生相談所に要する費用
二 第十三条第一項の規定により都道府県が設
置する知的障害者福祉司に要する費用
三 第十五条の二の規定により都道府県が行う
委託に要する費用
第二十四条 削除

(都道府県の負担)
第二十五条 都道府県は、政令の定めるところに
より、第二十二条の規定により市町村が支弁し
た費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二条第三号の費用(次号に掲げる費
用を除く。)については、その四分の一
二 第二十二条第三号の費用(第九条第一項に
規定する居住地を有しないか、又は居住地が
明らかでない知的障害者(第四号において
「居住地不明知的障害者」という。)について
行政措置に要する費用に限る。)について
は、その十分の五
三 第二十二条第四号の費用(第十六条第一項
第二号の規定による行政措置に要する費用に
限り、次号に掲げる費用を除く。)について
は、その四分の一
四 第二十二条第四号の費用(居住地不明知的
障害者について第十六条第一項第二号の規定
により市町村が行う行政措置に要する費用に
限る。)については、その十分の五
(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、
第二十二条の規定により市町村が支弁した費用

について、次に掲げる費用の十分の五を負担す
る。

一 第二十二条第三号の費用
二 第二十二条第四号の費用のうち、第十六条
第一項第二号の規定による行政措置に要する
費用
(費用の徴収)

第二十七条 第十五条の四又は第十六条第一項第
二号の規定による行政措置に要する費用を支弁
すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその
扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九
号)に定める扶養義務者をいう。次項において
同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行
政措置に要する費用の全部又は一部を徴収す
ることができる。

2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に
関し必要があると認めるときは、当該知的障害
者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当
該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報
告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧
若しくは資料の提供を求めることができる。
(準用規定)
第二十七条の二 社会福祉法第五十八条第二項か
ら第四項までの規定は、国有財産特別措置法
(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二
項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及
び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付
けを受けた社会福祉法人に準用する。

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、そ
の福祉を図るため特に必要があると認めるとき
は、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、
第十五條第一項、第十七條第一項、第八十七
六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項
に規定する審判の請求をすることができる。
(後見等を行う者の推薦等)

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審
判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規
定する後見、保佐及び補助(以下この条におい
て「後見等」という。)の業務を適正に行うこ
とができる人材の活用を図るため、後見等の業
務を適正に行うことができる者の家庭裁判所へ
の推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めな
ければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務
を適正に行うことができる人材の活用を図るた
め、前項に規定する措置の実施に関し助言その
他の援助を行うように努めなければならない。
(町村の一部事務組合等)
第二十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を
設けて福祉事務所を設置した場合には、この法
律の適用については、その一部事務組合又は広
域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。
(大都市等の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理する
こととされている事務で政令で定めるものは、
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下
「指定都市」という。)及び同法第二百五十二條
の二十二第一項の中核市(以下「中核市」とい
う。)においては、政令の定めるところにより、
指定都市又は中核市(以下「指定都市等」とい
う。)が処理するものとする。この場合におい
ては、この法律の規定中都道府県に関する規定
は、指定都市等に関する規定として指定都市等
に適用があるものとする。
(権限の委任)

第三十一条 この法律に規定する厚生労働大臣の
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生支局長に委任することができる。
(実施命令)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを
除くほか、この法律の実施のための手続その他
その執行について必要な細則は、厚生労働省令
で定める。

第五章 罰則
第三十三条 正当な理由がなく、第二十七条第二
項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を
した者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行
する。
(社会福祉法附則第七項に関する特例)
2 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれ
た組織の長は、この法律の適用については、福
祉事務所長とみなす。
(更生援護の特例)
3 児童福祉法第六十三条の三の規定による通知
に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十

二、前項に規定する措置の実施に関し助言その
他の援助を行うように努めなければならない。

一 第二十二條第三号の費用
二 第二十二條第四号の費用のうち、第十六條
第一項第二号の規定による行政措置に要する
費用

二、前項に規定する措置の実施に関し助言その
他の援助を行うように努めなければならない。

三条、第十五条の四、第十六条（第一項第二号に限る。）及び第二十二條から第二十七條までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にかゝる不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ、この法律の施行の日から起算する期間については、なお従前の例による。

附則（昭和三十九年七月一一日法律第一六九号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四十二年八月一九日法律第一三九号）抄

1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則（昭和四十四年六月二五日法律第五一号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年五月四日法律第四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年七月二七日法律第六七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

1 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年年度の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）及び昭和六十年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

この法律による改正後の法律の昭和六十年年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）及び昭和六十年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されるものについては、適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十年年度から昭和六十二年年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十年年度及び昭和六十二年年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十二年年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十二年年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

ものとしてされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七條第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七條の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七條第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七條第二項及び第三十一条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（その他の処分、申請等に係る経過措置）
第六條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの

ものとしてされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第七節 (不服申立てに係る経過措置)

2 第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条(同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

附則 (平成元年四月一〇日法律第二二号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、公布の日から施行する。
3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立義務学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)、及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年以前年度の事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成二年六月二九日法律第五八号)抄

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人

福祉法の目次の改正規定(第三章 事業及び施設(第十四条―第二十条の七)を「第三章 事業及び施設(第十四条―第二十条の七)」第三章の二 老人福祉計画(第二十条の八―第二十条の十一)に改める部分を除く。)、第五章 雑則(第四章の三 有料老人ホーム)に改める改正規定、同法第二十九条から第三十一条までの改正規定、同法の次に三条及び章名を加える改正規定、同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、同法第四十一条とする改正規定、同法第三十八條の次に二条を加える改正規定並びに同法本則に二条を加える改正規定、第三条中身体障害者福祉法第三十七条の改正規定及び同法第三十七条の二の改正規定(同法第四号を改める部分を除く。)、第五条中精神薄弱者福祉法第二十二條の改正規定(同法第一号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第二十三条の改正規定(同法第二号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第二十五条の改正規定(同法の見出しを改める部分及び同法に一項を加える部分に限る。)、及び同法第二十六条の改正規定(同法の見出しを改める部分及び同法に一項を加える部分に限る。)、第七条中児童福祉法第五十条から第五十三条の二までの改正規定、同法第五十三条の三とし、第五十三条の次に一を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法の次に一を加える改正規定及び同法第五十六条の改正規定並びに第九条中社会福祉事業法第二条の改正規定(「五十万円」を「五百万円」に改める部分に限る。)、同法第七十一条、第七十四条及び第七十五条の改正規定、同法第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とする改正規定、同法第七十八条の改正規定、同法第七十七條とし、同法の次に一を加える改正規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法第八十五条の改正規定(「一万円」を「二十万円」に改める部分を除く。)、並びに附則第五條及び第六條の規定並びに附則第二十五條中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第三条の改正規定 平成三年四月一日

三 第二条の規定(前号に掲げるものを除く。)、第四条及び第六条の規定、第九條中社会福祉事業法第十三条、第十七條及び第二十條の改正規定並びに第十條の規定並びに附則第七

条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

第十二条 (精神薄弱者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の精神薄弱者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。))第四条に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業(同法第四項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業を除く。)を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第十八条第一項の規定を適用するのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第五十八号)の施行の日から起算して三月以内」とする。

第十三条 この法律の施行の際現に新法第二十一条の七に規定する精神薄弱者通勤寮又は新法第二十一条の八に規定する精神薄弱者福祉ホーム(以下「精神薄弱者通勤寮等」という。)を経営してゐる市町村又は社会福祉法人であつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしてゐるものは、同法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる市町村又は社会福祉法人であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を経営する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営することができる者が、当該事業を開始した日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしてゐるものは、同法第五十七条第二項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を経営する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を経営する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

第十五条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる市町村又は社会福祉法人であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届出た事項に変更を生じたものが、同日において、同法第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしていないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第二項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の規定による届出をしていないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第二項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第二項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営してゐる国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第二項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができる。

したときは、その者は、同法第五十八条第二項の許可を受けたものとみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成五年一月二日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二條 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年六月二九日法律第四号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四條の規定(農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九條から第百五十一條まで、第百五十七條、第百五十八條、第百六十五條、第百六十六條、第百六十七條、第百六十八條、第百六十九條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十一條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十九條から第百二十一条まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九條から第百五十一條まで、第百五十七條、第百五十八條、第百六十五條、第百六十六條、第百六十七條、第百六十八條、第百六十九條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十一條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十九條から第百二十一条まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九條から第百五十一條まで、第百五十七條、第百五十八條、第百六十五條、第百六十六條、第百六十七條、第百六十八條、第百六十九條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十一條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十九條から第百二十一条まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九條から第百五十一條まで、第百五十七條、第百五十八條、第百六十五條、第百六十六條、第百六十七條、第百六十八條、第百六十九條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十一條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十九條から第百二十一条まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第七十四條 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九條から第百五十一條まで、第百五十七條、第百五十八條、第百六十五條、第百六十六條、第百六十七條、第百六十八條、第百六十九條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十一條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十九條から第百二十一条まで、第二百二十九條又は第二百三十八條の規定による改正前の児童福祉法第五十九條の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二條の四、食品衛生法第二十九條の四、旅館業法第九條の三、公衆浴場法第七條の三、医療法第七十一條の三、身体障害者福祉法第四十三條の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一條の十二第二項、クリーニング業法第十四條の二第二項、狂犬病予防法第二十五條の二、社会福祉事業法第八十三條の二第二項、結核予防法第六十九條、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七條の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十條第二項、老人福祉法第三十四條第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三條、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四條

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十五條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第六十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成一二年二月八日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三條 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定

第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一條第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五條の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一から二十五まで 略

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年六月七日法律第一一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の規定に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況

について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十五条 この法律の施行の際現に第六十条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第四条第三項に規定する知的障害者デイサービス事業又は同条第六項に規定する知的障害者相談支援事業（以下この条において「知的障害者デイサービス事業等」という。）を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉法第二条第三項の二に規定する知的障害者の更生相談に應ずる事業に係る旧社会福祉法第六十四条第一項の規定による届出（以下この条において「更生相談事業に係る届出」という。）をしているものは、新法第十八条の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に知的障害者デイサービス事業等を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に知的障害者デイサービス事業等を開始したものが、施行日において、更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該知的障害者デイサービス事業等を開始した日から一月間は、新法第十八条の規定による届出をしないので、当該知的障害者デイサービス事業等を従前の例により引き続き経営することができる。

3 この法律の施行の際現に知的障害者デイサービス事業等を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に更生相談事業に係る届出に関し届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、旧社会福祉法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十条第一項の規定による届出をしないので、当該知的障害者デイサービス事業等を従前の例により引き続き経営することができる。

第十六条 この法律の施行の際現に新法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助事業（以下この条において「知的障害者地域生活援助事業」という。）を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉法第六十四条第一項の規定による届出をしていないものは、新法第十八条の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に知的障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者

であつて、施行日前一月以内に知的障害者地域生活援助事業を開始したものが、施行日において、旧社会福祉法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該知的障害者地域生活援助事業を開始した日から一月間は、新法第十八条の規定による届出をしないので、当該知的障害者地域生活援助事業を従前の例により引き続き経営することができる。

3 この法律の施行の際現に知的障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に旧社会福祉法第六十四条第一項の規定により届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十条第一項の規定による届出をしないので、当該知的障害者地域生活援助事業を従前の例により引き続き経営することができる。

第十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第七条の規定による改正前の知的障害者福祉法（次条及び附則第十九条において「旧法」という。）第六十一条第一項の規定に「旧法」という。が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等（第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等）をいう。次条において同じ。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日、新法第十五条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十五条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなされた知的障害者更生施設等（新法第十五条の三十第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定知的障害者更生施設等」という。）に入所している旧法第六十一条第一項第二号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）については、同日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き特定知的障害者更生施設等に入所している間（当該特定知的障害者更生施設等に係る新法第十五条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由に

より、当該特定知的障害者更生施設等に継続して一以上の他の指定知的障害者更生施設等（新法第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下この項において同じ。）に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等に継続して入所している間を含む。）は、当該旧措置入所者に係る措置をとつた市町村は、当該旧措置入所者を新法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者（以下この条において「施設支給決定知的障害者」という。）とみなして、当該旧措置入所者が当該特定知的障害者更生施設等（当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等）に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定知的障害者更生施設等）から指定施設支援（新法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。以下この条において同じ。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用（新法第十五条の十一第一項に規定する通勤費等）日常生活費（次項において「通勤費等」という。）を（以下この条において「施設訓練等支援費」という。）を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定知的障害者となつたときは、この限りでない。

2

前項の規定により施設支給決定知的障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定知的障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十五条の十一第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 旧措置入所者に係る指定施設支援に通常要する費用（通勤費等日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（通勤費等日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）
二 旧措置入所者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超え

ない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 第一項の規定にかかわらず、市町村が、やむを得ない事由により同項の規定により施設訓練等支費の支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十六条第一項第二号の規定により当該特定知的障害者更生施設等に入所しているものとみなす。

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十五条の三（第三項を除く。）及び旧法第十六条第三項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十六条第一項第二号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第二十七条 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

一 略
二 第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の六の規定による居宅生活支援費の受給の手續、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支費の受給の手續、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の五第一項の指定の手續、同法第十五条の二十四の規定による同法第十五条の十一第一項の指定の手續その他の行為

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年二月八日法律第一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年二月一三日法律第一六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第十一条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支費の支給の決定（以下「旧決定」という。）を受けている者は、前条の規定の施行の日、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下「新法」という。）第十五条の十二第二項の規定によりのみ認められる施設訓練等支費の支給の決定（以下「新決定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新決定に係る新法第十五条の十二第三項第一号の期間は、同日における旧決定に係る旧法第十五条の十二第三項第一号の期間の残存期間と同一の期間とする。

附則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三十二条、第一百六十六条から第十八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日
二 第五十一条（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号、第九十五条第二号、第九十五条に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第九十一条及び第九十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第九十四条並びに第九十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに第九十六条から第九十九条まで、第五十条、第五十一条から第五十三条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十六条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九号、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百零五条、第一百零八号、第一百十号、第一百二十二号、第一百二十三号及び第一百五号の規定 平成十八年十月一日

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第五十三条 附則第五十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法（附則第五十五条において「新法」という。）第九条の二の規定は、同項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）に入居又は入所をすることにより、施行日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入居又は入所をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十四条 施行日前行われた附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前行われた旧法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特定居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前行われた旧法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前行われた旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

七十九号、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八号から第一百条まで、第一百零五条、第一百零八号、第一百十号、第一百二十二号、第一百二十三号及び第一百五号の規定 平成十八年十月一日

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第五十三条 附則第五十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法（附則第五十五条において「新法」という。）第九条の二の規定は、同項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）に入居又は入所をすることにより、施行日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入居又は入所をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十四条 施行日前行われた附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前行われた旧法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特定居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前行われた旧法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前行われた旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

5 施行日前行われた旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置を受けて旧法第四条第一項に規定する知的障害者居宅支援が提供されている知的障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、新法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている知的障害者とみなす。

2 新法第二十五条及び第二十六条の規定は、施行日以後に行われる新法第十五条の三十二第一

項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

第五十六条 当分の間、知的障害者福祉法第九条第二項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「のぞみの園」という。）に入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十六条第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とする。

2 令和四年改正法第一条の規定による改正前の前項の規定により読み替えられた附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この項及び附則第五十八条において「新法」という。） 第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所又は入居をすることにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更し、当該特定施設の新法第九条第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十七條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に行われた附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条から附則第六十条までにおいて「旧法」という。）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る第十条、旧法第十五条の十四の三第一項及び第十五条の十四の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定

入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。
2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に行われた旧法第十五条の三十二又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。
第五十八條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五十一条に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームを除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。
2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者援護施設 施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮については、新法第九条第二項及び第三項の規定は適用しない。
3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて旧法第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等又はのぞみの園に入所している知的障害者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日、新法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している知的障害者とみなす。
第五十九條 旧法第四条に規定する知的障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第十八条の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。
第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に行われた旧法附則第四項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第五項から第八項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五項

中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項」と、旧法附則第六項から第八項までの規定中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。
(罰則の適用に関する経過措置)
第二百一十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二〇号）抄
第一条（施行期日） この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
第二条（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置） この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行前に行われた第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項の規定による国の貸付けについては、旧法附則第八項の規定は、この法律の施行後、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第四項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。

2 第五十条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下「新法」という。） 附則第五項、第六項及び第八項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧法附則第八項の法附則第四項の貸付金についても、適用する。この場合において、新知的障害者福祉法附則第五項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）附則第八項において「一部改正法」という。）第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第六項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、新知的障害者福祉法附則第八項中「都道府県又は指定都市等」とあるのは「市町村又は都道府県」と、「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第八項第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法附則第八項」とする。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月七日法律第五三〇号）抄
第一条（施行期日） この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附則（平成一九年二月五日法律第一二五号）抄
第一条（政令への委任） 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年二月一〇日法律第七一號）抄
第一条（施行期日） この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八條及び第九條第一項の規定公布の日
(政令への委任)
第八条 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年二月一〇日法律第七一號）抄
第一条（施行期日） この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八條及び第九條第一項の規定公布の日
(政令への委任)
第八条 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年二月一〇日法律第七一號）抄
第一条（施行期日） この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八條及び第九條第一項の規定公布の日
(政令への委任)
第八条 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條の規定、第二條中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一條」を「第三十一條の二」に改める部分に限る。第三十條において同じ。）、同法第一條の改正規定、同法第二條第一項第一號の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第二章第二節第三十條第三十一條の次に一條を加える改正規定、同法第四十二條第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一號の改正規定（「その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三十條において同じ。）、並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定、第四十條中児童福祉法第二十四條の十一第一項の改正規定並びに第十條の規定並びに次條並びに附則第三十七條及び第三十九條の規定 公布の日

二 略

三 第二條の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一條の改正規定、同法第二條第一項第一號の改正規定、同法第三條の改正規定、同法第四條第一項の改正規定、同法第二章第二節第三十條第三十一條の次に一條を加える改正規定、同法第四十二條第一項の改正規定、同法第七十七條第一項第一號の改正規定並びに同法第七十七條第三項及び第七十八條第二項の改正規定を除く。）、第四條の規定（児童福祉法第二十四條の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六條の規定並びに附則第四條から第十條まで、第十九條から第二十一條まで、第三十五條（第一號に係る部分に限る。）、第四十條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十三條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十條及び第七十三條の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二條 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行前の準備）

第三十七條 この法律（附則第一條第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条にお

いて同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一條の十九の規定による新自立支援法第五十一條の十四第一項の指定の手續、新自立支援法第五十一條の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一條の十七第一項第一號の指定の手續、新児童福祉法第二十一條の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一條の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十四條の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四條の二十六第一項第一號の指定の手續 新児童福祉法第三十四條の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第五十二條 新自立支援法附則第五十六條第一項の規定により読み替えられた前條の規定による改正後の知的障害者福祉法第九條第三項の規定は、施行日以後に継続して同條第二項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同條第三項の知的障害者について適用する。

附則

（平成二十三年五月二日法律第四〇号）抄

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第十三條 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前條のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一條第三号の改正規定中「第七十三條」とあるのは、「第七十四條」と、同法附則に三條を加える改正規定中「第七十三條」とあるのは、「第七十四條」と、「第七十四條」とあるのは、「第七十五條」と、「第七十五條」とあるのは、「第七十六條」とする。

附則

（平成二十三年六月二二日法律第七〇号）抄

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二條、第十條（構造改革特別区域法第十八條の改正規定に限る。）、第十四條（地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第九十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第九十九号）の項及びマンションの建替への円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第七十條から第七十九條まで、第二十二條（児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。）、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條（社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十七條、第三十八條（水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。）、第三十九條、第四十三條（職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。）、第五十一條（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。）、第五十四條（障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。）、第六十五條（農地法第三條第一項第九號、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條（道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。）、第一百一條（土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。）、第一百二條（道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四條の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。）、第一百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次條の規定は公布の日から、附則第十七條の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

附則

（平成二十三年六月二二日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を削る改正規定及び同法第四十條第一號の改正規定（第二十八條の十二第二項若しくは「を削る部分に限る。」に限る。）、第四條、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一條ただし書の改正規定及び同條各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日

附則

（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二條、第十條（構造改革特別区域法第十八條の改正規定に限る。）、第十四條（地方自治法第二百五十二條の十九、第二百六十條並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第九十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第九十九号）の項及びマンションの建替への円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第七十條から第七十九條まで、第二十二條（児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。）、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條（社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十七條、第三十八條（水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。）、第三十九條、第四十三條（職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。）、第五十一條（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。）、第五十四條（障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。）、第六十五條（農地法第三條第一項第九號、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。）、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條（道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。）、第一百一條（土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。）、第一百二條（道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四條の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。）、第一百十六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。）、第一百十八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條

及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第三百二十九條の三、第四百四十一條の二及び第四百四十二條の改正規定に限る。)、第二百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第三百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第二百四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。)、第四百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第四百四十五條、第四百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第四百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第四百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第四百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。)、第四百五十七條、第四百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第四百六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第一十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第四百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第四百六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第四百六十九條、第四百七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。)、第四百七十四條、第四百七十八條、第四百八十二條(環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。))及び第四百八十七條(鳥獣

の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九條第四項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限る。)、の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十條、第九十二條(高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。)、第一百條、第一百二條、第一百五條から第一百七條まで、第一百二十二條、第一百七條(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号) 第四條第八項の改正規定に限る。)、第九十九條、第二百一十一條の二並びに第二百二十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十三年一月二十四日法律第三二二号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附則 (平成二十四年六月二十七日法律第五一号) 抄

第一條 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十條及び第二十八條の規定 公布の日

二 第二條、第四條、第六條及び第八條並びに附則第五條から第八條まで、第十二條から第十六條まで及び第十八條から第二十六條までの規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十條 附則第四條から前條まで、第十六條及び第二十五條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月四日法律第五二一号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の行為(以下この項において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前條までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

して、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九條 附則第二條から前條までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月二五日法律第八三三号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二條中診療放射線技師法第二十六條第二項の改正規定及び第二十四條の規定並びに次条並びに附則第七條、第十三條ただし書、第十八條、第二十條第一項ただし書、第二十二條、第二十五條、第二十九條、第三十一條、第六十一條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十一條及び第七十二條の規定 公布の日

附則 (平成二八年三月三一日法律第二二一号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五條及び第六條の規定並びに附則第五條、第七條、第九條、第三十一條、第三十二條、第三十四條及び第三十五條の規定 公布の日

附則 (平成二八年六月三日法律第六三三号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年六月三日法律第六五号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年五月三一日法律第四一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年六月八日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三号第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第二項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定(「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る)、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定(いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。)並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二及び三 略

第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則一項を加える改正規定並びに第五条の規定(社会福祉法第六十六条の三第一項第三号の改正規定を除く。)並びに附則第五号、第十号から第十三号まで、第十五号、第十六号及び第十九号から第二十二号までの規定 平成三十二年四月一日

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 当分の間、前条の規定による改正後の知的障害者福祉法第九條第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項ただし書」とあるのは、「同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(以下この項において「日常生活支援住居施設」という。)又は同項ただし書」と、「更生施設若しくはは」とあるのは、「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。

(政令への委任)
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年六月二七日法律第六六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第一一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定 公布の日

(知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 第十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下この条において「新知的障害者福祉法」という。)第二十七條第一項の規定は、施行日以後に要することとなった知的障害者福祉法第二十二條第三号又は第四号(同法第十六条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。)に規定する費用の新知的障害者福祉法第二十七條第一項の規定による徴収について適用する。

(処分、申請等に関する経過措置)
第十一条 この法律(附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二号から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づき政令で定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の前日にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二号から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三条 附則第二号から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、こと家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、これを、新法令の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)
第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第十二條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 附則第十一条の規定 ことも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(令和四年法律第七十六号)

附則 (令和四年二月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中「精神保健及び精神障害者福祉に關する法律(以下「精神保健福祉法」という。)」
 第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定(「、精神病質」を削る部分に限る。)、並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中「児童福祉法第二十一条の七の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第九条中「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」第五條、第二十条、第二十二條、第四十五條の三第三項、第三項及び第七項並びに第七十四條の三第四項の改正規定、第十三條中「身体障害者福祉法第九條第二項から第四項までの改正規定並びに第十四條中「知的障害者福祉法第九條第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四條、第十條、第十一條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第三十六條及び第三十七條の規定」 令和五年四月一日

三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中「精神保健福祉法第四條第一項の改正規定、第十

条の規定、第十三條の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第十四條の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十五條中「精神保健福祉法第二條の改正規定(第五條第十八項)」を「第五條第十九項」に改める部分に限る。並びに附則第六條、第二十七條、第二十八條、第三十一條から第三十四條まで、第三十八條、第四十一條及び第四十二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
 (知的障害者福祉法による更生援護に關する経過措置)

第二十二條

第二号改正後障害者総合支援法附則第五十六條第一項の規定により読み替えられた第十四條の規定による改正後の知的障害者福祉法(次項において「第二号改正後の知的障害者福祉法」という。)、第九條第二項(以下この条において「読替え後の新第九條第二項」という。))の規定は、第二号施行日以後に読替え後の新第九條第二項に規定する特定施設(以下この条において「新特定施設」という。)に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所(新第九條第二項に規定する特定施設入所等の知的障害者について適用する。)

2

第二号改正後障害者総合支援法附則第五十六條第一項の規定により読み替えられた第二号改正後知的障害者福祉法第九條第三項(以下この条において「読替え後の新第九條第三項」という。))の規定は、第二号施行日以後に繼續して新特定施設に入所又は入居をすることにより、当該新特定施設の所在する場所(新第九條第三項の知的障害者について適用する。)

3

第二号施行日から令和六年三月三十一日までの間における読替え後の新第九條第二項及び読替え後の新第九條第三項の規定の適用については、読替え後の新第九條第二項中「介護保険施設」とあるのは「介護療養型医療施設」という。若しくは介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項第三号の指定を受けている同法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)」と、「介護保険特定施設若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読替え後の新第九條第三項中「及び介護保険施設」とあるのは「、介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。

(政令への委任)

第四十三條

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

あるのは「介護保険特定施設、介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とし、読替え後の新第九條第三項中「及び介護保険施設」とあるのは「、介護保険施設及び介護療養型医療施設」と、「若しくは介護保険施設」とあるのは「介護保険施設若しくは介護療養型医療施設」とする。